

取議発第116号
令和2年12月24日

取手市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 藤井信吾 殿

取手市議会感染症対策会議
座長 齋藤久代

取手市議会感染症対策会議からの提言について

標記の件につきまして、当市議会福祉厚生常任委員会は、令和2年12月15日に医療従事者の皆様とオンラインにより意見交換会を実施いたしました。

その際いただいた意見・要望を当該委員会において協議し、取手市議会感染症対策会議に提言されました。その結果、下記事項を提言することに決定いたしましたので、執行機関におかれましては、スピード感を持った対応を求めます。

記

○提言事項

(提言事項1)

取手市医師会と連携し、発熱時の受診方法、新型コロナウイルスに罹患したときなどの正しい知識について継続的な周知を。

(提言事項1に至る背景や経過)

医療機関に発熱時に受診する際は、院外から電話を入れ、医療機関の指示により行動することなど、個人のできる配慮で感染拡大を防ぐことができる。こうした情報をはじめ、新型コロナウイルス感染症の正確な知識を広報・周知していただきたいとのご意見をいただき、その必要性があると一致したため。

(提言事項2)

市内新型コロナウイルス罹患者の受け入れを行っている医療機関に対して必要な財政的支援を。

(提言事項2に至る背景や経過)

年末年始の新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの診療・検査体制については、取手北相馬休日夜間緊急診療所で、医師会の医師が出務して行うこととなる。取手北相馬保健医療センター医師会病院も、医師、看護師、検査技師、薬剤師など、多くの職員の出勤が求められ、対応しなければならない。そのための財政的支援を考慮していく必要があるため。